

# 月報私学

2026  
5  
VOL.341

PDF版月報私学



沖縄国際大学は「真の自由と、自治の確立」の建学精神のもと、1972年に設立されました。創立当初から50年を経て、4学部10学科2専攻の大学として、「地域に根ざし、世界に開かれた大学」をキャッチフレーズに地域とともに歩み続けています。これまでに約6万3千人の卒業生を輩出しており、各分野で活躍する人材育成に取り組んでいます。

写真提供 学校法人沖縄国際大学 沖縄国際大学（沖縄県宜野湾市）

## CONTENTS

- 2 「令和8年度 学校法人等基礎調査」のご案内
- 3 私学事業団融資のご案内
- 6 報酬等の報告に関するQ&A
- 7 e-Go v 電子申請を利用してください／加入者・被扶養者にかかるマイナンバーの報告／郵送検診を利用してください
- 8 国民年金第3号被保険者にかかる手続き／令和8年度 生涯生活設計セミナーの開催
- 9 特定健康診査のご案内を5月下旬に学校法人等へ送付します
- 10 令和8年度の年金額
- 11 ガーデンパレス共済業務課主催 各種説明会
- 12 共済定期保険・積立共済年金 令和8年度前期募集
- 13 積立貯金の募集締め切りについて（令和8年5月25日〈必着〉）／貯金WEBシステムについて（申込制）
- 14 INFORMATION
- 16 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内

# 「令和8年度 学校法人等基礎調査」のご案内

私学経営情報センター 私学情報室

「学校法人等基礎調査」は、私立学校の基本的かつ総合的な調査であり、都道府県の協力を得て実施しています。

対象は、特別支援学校・幼稚園・認定こども園（幼稚園型及び幼保連携型）・専修学校・各種学校を設置している学校法人、学校法人以外の法人及び個人設置者となります。

本調査は、文部科学省が実施していた「私立学校の財務状況調査」を平成11年度から私学事業団が引き継いだものです。今年度も引き続きご協力をお願いいたします。

集計結果は『今日の私学財政』（※）として刊行し、学校法人等に活用していただいています。

なお、大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・義務教育学校・小学校を設置している学校法人は、別途調査を実施していただきますので、本調査の対象ではありません。

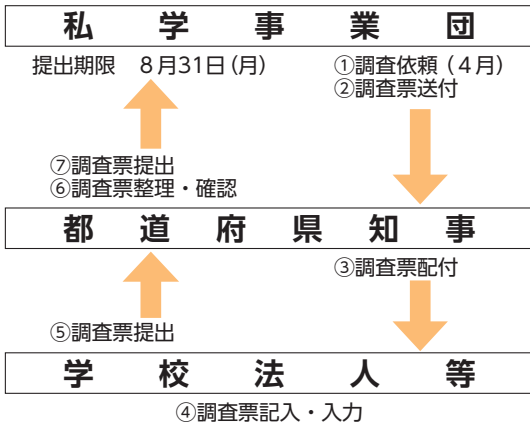
※『今日の私学財政』には、大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・義務教育学校・小学校法人が設置する特別支援学校・幼稚園・認定こども園（幼稚園型及び幼保連携型）・専修学校・各種学校の集計データも掲載しています。

## 調査の目的

私立学校の収入及び支出の実態並びに学校法人の資産等の状況を明らかにすることにより、本事業団等業務の基礎・参考資料及び私学関係予算要求等の資料とし、併せて学校法人等の運営の参考に供することを目的としています。なお、この調査で得た情報は、前述の目的以外には使用しません。

## 調査の手順

調査の手順は左記のとおりです。



## 説明書・調査票等について

4月以降、都道府県から「令和8年度学校法人等基礎調査（都道府県知事所轄学校法人等用）」の「調査票」「説明書」が配付されます。配付形式は都道府県により異なります。

都道府県より「概要説明書」が配付された場合は、「調査票」を私学事業団ホームページからダウンロードして回答してください。

都道府県より「e-調査票」が配付された場合は、「e-調査票」を使用して回答してください。

## 調査票の作成及び提出について

次の三つのいずれかにより作成してください。いずれの方法であっても、必ず今年度用の調査票を使用してください。

- ・私学事業団ホームページからダウンロードした調査票にパソコン等で入力又は記入
- ・都道府県から配付された「e-調査票」に入力
- ・本事業団から送付した調査票に記入

作成の際は、説明書及び記入例を参照してください。

調査票の提出先は、都道府県です。都道府県の定める形式、期限に従って提出してください。

注 調査票を印刷して提出する場合は、5種類の調査票（調査票区分1～5）を、A4サイズの紙に片面印刷してください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）  
私学経営情報センター 私学情報室  
☎ 03（3230）7840～7844  
✉ k-chousa@shigaku.go.jp

# 私学事業団融資のご案内

## 融資部 融資課

私学事業団では、私立学校の校舎・園舎・体育施設・遊戯室・講堂・寄宿舎・合宿所・大病院などを新築・増築・改修・買収する事業、校地・園地・運動場用地などを買収・造成する事業、実験・実習用機器や通学（園）バスを購入する事業、災害により被害を受けた建物等を復旧する事業など、私立学校教育の振興のために必要な事業に対して幅広く融資を行っています。

**融資の対象となる事業、融資金利などは4頁の一覧表をご覧ください。**

ここでは、融資制度についてご案内します。

### 融資契約と金利

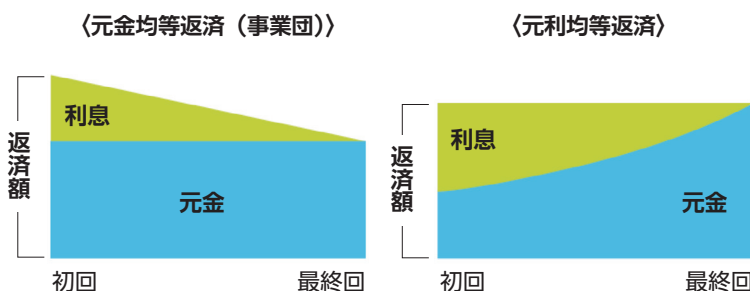
本事業団では「金銭消費貸借及び抵当権設定契約証書」により、金銭消費貸借契約と抵当権設定契約を同時に締結します。

金利は毎月見直しを行っており、契約時の金利を適用します。なお、契約時の金利が償還完了まで変わらない固定金利となっています。

### 返済方法

本事業団では元金を借入年数で均等に割り振り、残金に対して利息を計算

する**元金均等返済**を採用しています。この返済方法では元金残高が早く減るため、元金と利息の合計を均等に返済する**元利均等返済**よりも返済総額が少なくなります。



元金の返済は毎年一回（9月もしくは3月）、利息の支払いは年二回（9月及び3月）の後払いとなっています。

### 返済期間と据置期間

返済期間と据置期間（利息のみの支払期間）は融資費目ごとに設定されている年限の範囲で自由に設定いただけます。なお、返済期間によって適用金利が変わります。

### 担保物件

原則として、学校法人等所有の土地及び当該土地上の建物を担保として提供していただきます。その際、本事業団の抵当権を第一順位とすることが条件となり、担保提供予定の物件に本事業団以外の抵当権がすでに設定されている場合は、当該抵当権者に先順位を本事業団に譲ることについて合意いただく必要があります。

担保評価については、土地のみを対象とし、本事業団で定められた方法により評価を行います。

### 融資の上限額

融資額は、次の①～③のうち最も低い金額を上限とします。

① 事業査定額

対象事業費 × 融資率

② 対象事業に対し、補助金が交付されている場合には事業費から補助金を除いた額に融資率を乗じます。

③ 融資率は建物建築の場合80%、建物

改修の場合75%など、対象事業によってそれぞれ設定されています。

### ② 資産査定額

純資産の部合計 × 30%  
直近決算書の貸借対照表より、資産の部合計から負債の部合計を差し引いた額に30%を乗じた額が資産査定額となります。

### ③ 担保査定額

提供担保物件評価額 × 担保率  
担保評価は前述のとおり、土地のみを対象として本事業団で計算します。担保率は80%以内となっており、審査によって決定します。

事業内容や資金計画、返済計画などについて、随時ご相談に応じています。融資についてご不明な点などがありましたら、担当窓口（4頁参照）までお気軽にご相談ください。

制度の詳細は、私学事業団ホームページ「助成業務のご案内」▼融資▼融資ガイド（令和8年3月発行版）をご覧ください。

私立学校のための  
融資ガイド



問い合わせ先（私学振興事業本部）

融資部 融資課

〒03-3230-7862 / 7864

7866 / 7868

✉ yushi@shigaku.go.jp

## ■ 主な事業と融資金利、返済期間

	主な事業	返済期間 (据置期間)	金利 (令和8年4月現在)
一般施設費	校舎・園舎・体育施設・遊戯室・図書館・食堂・講堂などを新築・増築・改修・買収する事業	30年以内 (うち2年以内)	3.40%
		20年以内 (うち2年以内)	2.90%
	校地・園地・運動場用地などを買収・造成する事業 など	10年以内 (うち2年以内)	2.30%
		6年以内 (うち1年以内)	2.10%
整備費 教育環境	校教具等の整備に必要な資金 教育環境を充実させる等経営に必要な資金	5年6か月以内 (うち6か月以内)	1.90%
	大型設備の整備等に必要な資金 校舎等の解体に必要な資金	10年以内 (うち2年以内)	2.30%
復旧費 災害	災害により被害を受けた建物等を原形復旧する事業	25年以内 (うち2年以内) 20年以内 (うち2年以内)	2.20%
特別施設費	寄宿舎・合宿所・教職員住宅・大学病院などの建築・改修事業	30年以内 (うち2年以内)	3.50% (病院 3.45%)
		20年以内 (うち2年以内)	3.00%
	そのための土地の買収等	10年以内 (うち2年以内)	2.40%

注 金利は毎月見直しています。最新の金利は、私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶融資〕でご確認ください。

## ■ 幼稚園・認定こども園の施設整備等に対する優遇について

融資対象が**幼稚園・認定こども園**の場合、担保査定額以外は、次のとおり融資上限額が引き上げられます。

【事業査定】(実施する事業から算出される額)

事業費 × 融資率 (80% 又は 75%) ➔ 事業費 × 融資率 (95%)

【資産査定】(法人の純資産から算出される額)

純資産の部合計 × 30% ➔ 純資産の部合計 × 40%

## ■ 融資の担当窓口 (私学振興事業本部・融資部 融資課)

法人所在地ごとに担当窓口を置いています。お気軽にご相談ください。

都道府県	担当窓口
北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・富山県・石川県・福井県・山梨県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県	融資第一係 ☎ 03 (3230) 7862~7864
三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県	融資第二係 ☎ 03 (3230) 7866~7868
FAX 03 (3230) 8570 (融資課共通)      ✉ yushi@shigaku.go.jp (融資課共通)	

私学事業団融資のご案内

助成業務

## ■ 耐震化事業等に対する利子助成制度について

学校法人が耐震化事業等のために私学事業団から融資を受けた場合、国から利子助成を受けることができます。利子助成制度は、私立学校施設の耐震化促進等のため、国が学校法人の支払利息の一部に対して、補助金を交付する制度です。

	対象事業	対象学校	利子助成率
耐震改築事業	取り壊しを伴う建て替え事業 (取り壊す建物のいずれか一つの階のIs値 (Iw値)が0.7未満であること)	大学院、大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、義務教育学校、小学校、特別支援学校	【Is値0.3未満の場合】 ▶ 1～3年目 融資金利と同率 ▶ 4～20年目 融資金利－1.0%  【Is値0.3以上0.7未満の場合】 ▶ 最大20年間 融資金利－1.0%
		専修学校、各種学校	▶ 最大20年間 融資金利－1.0%
	耐震化促進のための補助金の対象となるもの	幼稚園、認定こども園	▶ 最大20年間 融資金利－1.0%
耐震改修事業	防災（耐震）機能強化にかかる補助金の対象となった改修事業（非構造部材を含む）	大学院、大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、義務教育学校、小学校、特別支援学校、幼稚園、認定こども園、専修学校、各種学校	▶ 最大20年間 融資金利－1.0%
病院建替事業	築30年を経過した老朽施設の建て替え整備事業	大学（附属病院）	▶ 最大10年間 融資金利－1.0%
指定避難所事業	指定避難所施設等の機能強化整備事業	大学院、大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、義務教育学校、小学校、特別支援学校、幼稚園、認定こども園、専修学校、各種学校	▶ 最大20年間 融資金利－1.0%

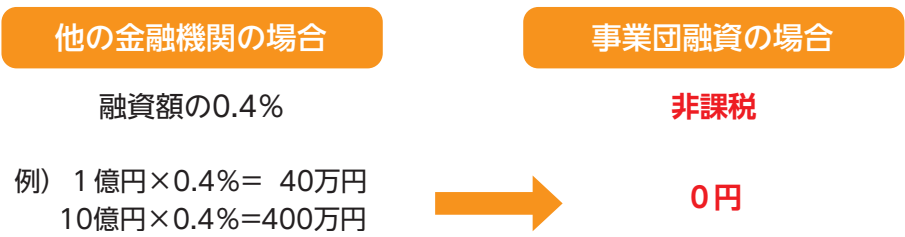
注1 利子助成率の上限は大学等が2.1%、高校・幼稚園等は1.6%、専修学校・各種学校は0.5%です。

注2 利子助成は本事業団へ当該年度すべての利息お支払い後に、文部科学省から国の予算の範囲内で一括して交付されます。年度予算に応じて補助金額が圧縮されることがありますので、あらかじめご承知おきください。

## ■ 登録免許税が非課税になります

融資の契約にあたり、抵当権設定登記時にかかる登録免許税（融資金額の4/1000）が非課税になります。例えば、融資金額1億円の場合40万円、10億円の場合400万円のコスト削減になります。

抵当権の設定にかかる登録免許税（登記の際にかかる税金）



# 報酬等の報告に関するQ&A

業務部 資格課

## 報酬等の範囲

報酬や賞与にはどのようなものが含まれますか。

**A1** 報酬及び賞与（以下「報酬等」といいます）は、実際に提供した勤務に対する対価に加え、給与規程等に基づいて学校法人等が経常的（定期的）に加入者に支払うものは、すべて含まれます。また、雇用契約を前提として学校法人等から食事、住宅等の現物給与を提供している場合も報酬等に含みます。

退職手当は報酬等に含まれますか。

**A2** 退職手当を退職時に一括して支払う場合は、報酬等に含まれません。ただし、毎月の給与や賞与に上乗せして前払いする場合は、加入者の通常の生計に充てられる経常収入として扱うことが妥当であるため、報酬等に含みます。

処遇改善手当は、報酬等に含めるべきですか。どのように報告すればよいですか。

**A3** 処遇改善手当も報酬等に含めます。ただし、支給方法によって報告方法が異なります。

毎月、一定額を給与に含んで支給する場合は、報酬として「標準報酬基礎届書<sup>DL</sup>」等の提出時に報告してください。年に3回までの一時金として支給する場合は、「賞与等支給報告書<sup>DL</sup>」に賞与区分「その他の手当1」として報告してください。

## 資格取得時

資格取得時の報酬月額はどういうに報告したらよいですか。

**A4** 基本給の他に通勤手当、扶養手当、住宅手当などの諸手当、また、所属部署において、常態として残業がある場合は、月平均の残業時間に対する残業手当などの見込み額を加えた額を、これから受けるであろう報酬月額として報告してください。なお、月途中で資格取得した場合も、すべての報酬を1か月分に換算した額で報告してください。

月ごとに勤務日数に差があるような場合は、雇用契約上の通常推定される1日の勤務時間と1か月の勤務日数から算出される月額相当額を、報酬として記入してください。日給時給なども同様に取り扱います。

資格取得時に届け出た報酬月額と、取得後に実際に支払った額が違う場合、訂正は必要ですか。

**A5** 日給者や時給者の実際の出勤日が異なった場合や、実績に応じて支払う非固定的給与の見込みの誤りにより報酬月額が相違した場合は、訂正の必要はありません。固定的給与の算定誤りにより届け出と実際の支給額が異なった場合は、**Q13**を参照のうえ訂正してください。

## 随時改定

給与計算期間の途中で昇給・降給した場合、どの時点を起算月として随時改定の判断を行うのですか。

**A6** 昇給・降給した報酬の支払いが実績として1か月分確保された月（**※**）を起算月として扱います。その月以後3か月に受けた報酬を算定基礎として随時改定の判断を行います。  
**※** 昇給・降給を反映した支払基礎日数が17日、短時間労働加入者にあつては11日を満たした月となります。

**【例】**当月末締め・翌月末払い・当月15日以降に給与単価が上昇した場合→翌々月を起算月とします。

遡及してベース改定や諸手当の支給を行った場合、随時改定の起算月はいつになりますか。

**A7** 実際に差額支給のあった月を起算月とします。ベース改定した月や、

本来の支給開始月まで遡る随時改定はできないので注意してください。なお、差額は除いて算定します。

変動月を含む3か月の間に、通勤手当のように数か月分まとめて手当を支給した月がある場合、どのように報告すればよいですか。

**A8** 当該手当を1か月分に割り戻して報告に含めてください。

## 産休・育児終了時改定

起算月を教えてください。

**A9** 休業終了日の翌日が属する月を起算月とします。当該月の報酬の支給がない場合や、支払基礎日数を満たさない場合でも、その月が起算月となりますので注意してください。

**Q10** 育児休業を終了した日の翌日が属する月から3か月すべての支払基礎日数が17日、短時間労働加入者にあつては11日を満たさないと改定はできないのですか。

**A10** 産休・育児終了時改定は、3か月のうち、少なくとも1か月は支払基礎日数が基準を満たしている必要があります。3か月すべて満たしている必要はありません。

## 即時改定

即時改定は、定年退職時などの1回のみですか。

**A11** 即時改定の要件に該当すれば、

回数制限はありません。

【例】定年退職後の再雇用時に即時改定を行い、契約終了後に一日の空白もなく再雇用された場合↓報酬が1等級以上変更になり、本人が希望すれば対象となります。

**全般**

各種改定届の提出が期日である改定月の10日を過ぎてしまいました。提出は可能ですか。また、いつから改定されますか。

**A12** 期日を過ぎても受け付けますが、掛金等や給付金の調整等が生じる可能性があります。

また、報酬の報告が1年以上遡及する場合は別途遅延理由書等の提出が必要です。報酬月額改定は、改定すべき月に遡って適用されます。ただし、掛金等の徴収の時効により届け出の遡及は2年に限られます。定時決定や標準報酬月額改定、資格取得の際の報酬月額の報告が誤っていた場合、どのようにすればよいですか。

**A13** 「報酬月額訂正申出書」に記入して提出してください。

Q & Aの詳細は、私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」▼資格と掛金等▼報酬とは▼標準報酬月額と標準賞与」をご覧ください。

**e-Gov電子申請を利用してください**

業務部 資格課

本年1月より学校法人等が行う手続きの一部について、インターネットを利用したe-Gov電子申請（以下「電子申請」といいます）を開始しています。

対象となる主な書類は次のとおりです。

- ① 資格取得報告書
- ② 所属学校等変更報告書
- ③ 資格喪失報告書
- ④ 加入者異動報告書
- ⑤ 被扶養者認定申請書
- ⑥ 被扶養者取消申請書
- ⑦ 標準報酬月額改定届書
- ⑧ 標準報酬基礎届書
- ⑨ 賞与等支給報告書

①、②、③、⑦、⑧、⑨は複数人分を一括で報告可能なCSVファイル添付方式も利用できます。また、⑧、⑨は電子送達の加入者情報一覧を申し込むことでファイルの作成時に必要な加入者情報を受け取ることができます。

電子申請の利用を開始するには事前に準備が必要です。詳細は、私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」▼お知らせ一覧▼e-Gov電子申請・開始手順▼e-Gov電子申請の「開始手順」をご覧ください。

**注** 電子申請開始は強制ではなく、従来通り紙媒体の申請も受け付けます。

**加入者・被扶養者にかかるマイナンバーの報告**

業務部 資格課

「資格取得報告書」及び「被扶養者認定申請書」に記入されたマイナンバーは、医療機関等でのオンライン資格確認や情報連携（届出書類等の添付書類省略等）に使用します。各用紙の記入欄には、本人確認を行ったうえで正確に記入してください。加入者・被扶養者の本人確認方法は、私学共済ホームページ「様式用紙等ダウンロード」に掲載している各用紙の「提出上の注意」をご覧ください。

**●マイナンバーが収録できない場合**

資格取得報告書等に記入された加入者や被扶養者の情報は、住民基本台帳の情報と突合しており、相違等があった場合、正しいマイナンバーが記入されていても収録できません。この場合、「マイナンバー情報に係る回答書」を学校法人等宛て送付します。加入者に渡していただき、速やかに回答してください。報告した加入者や被扶養者の情報に誤りがあった場合は、この回答書で訂正することができます。

**●マイナンバーを変更等した場合**

報告時点で事情により記入できなかった場合や、マイナンバーを変更した、又は新しく付番された場合は、「マイナンバー更新連絡票」により届け出てください。

**郵送検診を利用してください**

福祉部 保健課

手軽に健康管理に役立てられるよう、郵送による検診を利用してください。

**●対象者**

満30歳以上の加入者（任意継続加入者を含みます）、被扶養者及び75歳以上で引き続き私学に勤務している教職員

**●検査項目（各検査を年度内1回まで）**

大腸がん検査、肺がん検査、胃がん検査、前立腺がん検査、子宮頸がん検査

**●費用**

1人1検査につき、500円が本人負担となります（検査料は私学事業団負担）。

**●申込書等**

①「郵送検診申込書」（施設利用補助券等冊子）に綴っています

②希望検査項目の件数×500円として算出した金額分の「定額小為替証書」

**●申し込み方法**

①に②を添えて、私学事業団「東京臨海病院 健康医学センター」郵送検診係宛てに直接申し込んでください。

詳細は、私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」▼福祉事業▼健康管理に役立つ▼郵送による検診」をご覧ください。

## 国民年金第3号被保険者にかかる手続き

業務部 資格課

### ●第3号に該当する人

加入者（65歳未満）に扶養されている配偶者（20歳以上60歳未満）は、国民年金第3号被保険者（以下「第3号」といいます）に該当します。第3号に該当する人の被扶養者認定申請を行う場合は、同時に「国民年金第3号被保険者関係届」(以下「第3号届」といいます)も提出してください。

なお、被扶養者認定申請を行わない場合（配偶者が退職後に任意継続加入者になる等）でも、要件を備えていれば第3号になることができます。

### ●第3号の資格取得年月日

配偶者が被扶養者としての要件を備えた日となります。なお、私学事業団の被扶養者認定年月日と第3号の資格取得年月日は異なる場合があります（被扶養者認定申請が事由発生日後30日を経過し、事由発生日からの認定ができなかった場合等）。

第3号の資格取得年月日は、お近くの年金事務所を確認してください。

### ●海外特例にかかる手続き

日本に住民票がなく、海外に居住している配偶者は第3号になることができません。ただし、国内居住要件の例外（海外特例要件）に該当する場合は、

「第3号届」により届け出をすることで第3号となることができます。帰国したときも届け出が必要となりますので注意してください。

### ●第3号の資格喪失にかかる手続き

配偶者が被扶養者の要件を欠いた場合、第3号の資格も喪失します。

配偶者の死亡及び海外居住（海外特例者を除きます）の場合は「第3号届」と「被扶養者取消申請書」を提出してください。

その他の事由、例えば配偶者の就職・収入増、離婚等で被扶養者の要件を欠くときは「被扶養者取消申請書」のみ提出してください。

### ●第3号届の提出後について

本事業団で受け付けた「第3号届」は、日本年金機構に進達し審査されます。このため、日本年金機構が学校法人等へ照会することがあります。照会に対しては日本年金機構に直接回答してください。なお、本事業団から日本年金機構への進達及び日本年金機構での審査にはおおむね2〜3か月を要します。

国民年金の記録に不整合があると、将来の年金にも影響します。届け出漏れ等がないよう注意してください。

## 令和8年度 生涯生活設計セミナーの開催

福祉部 保健課

私学事業団では、教職員生涯福祉財団との共催により、加入者の退職後のセカンドライフ設計の一助となるよう、「生涯生活設計セミナー」を毎年開催しています。ぜひ参加してください。

### ●開催日・会場・募集人数

開催日・会場	募集人数
7月23日(木)	各日50名
7月27日(月)	
8月7日(金)	
7月29日(水)	東京ガーデンパレス
大阪ガーデンパレス	
8月4日(火)	広島ガーデンパレス

### ●対象者

加入者(任意継続加入者含む)とその配偶者

### ●参加費

一名につき 2000円

### ●開催時間

9時30分〜17時

### ●宿泊の手配・費用

宿泊が必要な場合は各自で手配してください。費用は自己負担となります。

### ●申し込み方法

私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」▼福祉事業▼生涯生活設計▼生涯生活設計セミナーからお申し込みください。また、次の①〜⑦を明記のうえ、封書で申し込むこともできます。

- ①参加者氏名・ふりがな・年齢  
(例)湯島太郎(加入者 58歳)  
湯島花子(妻 54歳)
- ②加入者等記号・番号
- ③参加者の郵便番号・住所
- ④参加者の電話番号
- ⑤所属学校名
- ⑥学校の電話番号・内線番号
- ⑦希望日(第2希望まで)

### ●申し込み・問い合わせ先

〒160-0004

東京都新宿区四谷3丁目12番地

フロンティア四谷 6階

一般財団法人 教職員生涯福祉財団

事業部「セミナー担当」

☎03(5368)1882

### ●申込締め切り日

6月18日(木)【必着】

**注** 申込者数が募集人数を超えた場合は抽選となります。結果は締め切り日から2週間以内に連絡します。

# 特定健康診査のご案内を5月下旬に 学校法人等へ送付します

福祉部 保健課

令和8年度の特定健康診査及び特定保健指導を表のとおり実施します。

私学事業団から、5月下旬に案内文書・対象者一覧等を学校法人等へ送付しますので、内容を確認のうえ、手続きをお願いします。

なお、本年度以降の対象者一覧に被扶養者の情報は記載しません。また、特定健康診査の対象者は、当該年度の4月1日時点で継続加入している40歳から74歳までの加入者となります。資格を遡及取得した場合でも、対象者一覧の追加送付は行いません。

### ●加入者の特定健康診査

学校法人等が学校保健安全法及び労働安全衛生法に基づいて実施する、定期健康診査の結果を活用します。

健康診断の際は、特定健康診査の検査項目について受診漏れがないようお願いいたします。

特に、採血時間にかかわらず登録可能なHbA1cを検査項目に含めることを強くお勧めします。

### ●被扶養者等の特定健康診査

対象となる被扶養者及び任意継続加入者及びその被扶養者の受診券（セット券）は、ピンク色の封筒で加入者の登録住所宛てに送付します。

### ●提出方法

加入者の健診結果は、原則、電子データでの提出となります。本事業団の様式に沿った健診データが作成できるツール及び、健診実施機関で作成したXMLデータ等の誤りや漏れを提出前にチェックできるツール等を私学共済ホームページに掲載しています。

また、「私学共済ポータル」を利用した健診データのアップロード提出が可能になりました。電子媒体に格納、郵送の手間がなくなり大変便利です。ご活用ください。

### ●健診結果データの提出期限

- ① 8年9月30日まで
- ② 9年1月31日まで
- ③ 9年5月15日まで（最終・必着）

特定保健指導を円滑に実施するため、健診結果は期限にかかわらず、整った分から順次提出してください（対象者全員分をまとめる必要はありません）。

### ●健診結果は速やかに提出ください

定期健康診断後の結果データを速やかに提出いただくと、特定保健指導対象者へ利用券をその分早くお届けできます。特定保健指導の実施率の向上にも直結するため、引き続きご協力をお願いいたします。

表 8年度スケジュール

	私学事業団		加入者・学校法人等	
			特定健康診査	特定保健指導
令和8年	5月下旬に発送			
5月	学校法人等宛て ・案内書（実施要領等） ・対象者一覧		学校法人等へ依頼 ・定期健康診断結果データの提出	
	加入者登録住所宛て ・被扶養者等の受診券（セット券） （有効期限：9年3月31日）		加入者経由で被扶養者へ依頼 ・受診券（セット券）の利用による健診受診 （健診実施機関からデータ提出） ・パート先健康診断や人間ドックの受診 （被扶養者よりデータ提出）	
6月	8年度分健診結果データのシステム登録開始			
7月	健診結果・健康情報通知の発送 （特定保健指導該当者には利用券を同封）		特定保健指導 利用開始	
8月				
9月			①学校法人等からの健診結果データ提出期限 （1回目…4～8月に定期健康診断を実施する学校法人等）	
10月			（順次）	
11月	国へ令和7年度分特定健診等実績報告			
12月				
令和9年			②学校法人等からの健診結果データ提出期限 （2回目…9月以降に定期健康診断を実施する学校法人等）	
1月			[受診券（セット券）の有効期限：9年3月31日]	
2月				
3月				
4月				
5月			③学校法人等からの健診結果データ提出期限 （最終…9年1～3月に定期健診を実施する学校法人等及び②までに健診結果を提出していない学校法人等）	
6月				
7月			[利用券の有効期限：9年7月31日]	

# 令和8年度の年金額 年金額は2・0%の引き上げ

## 年金部 年金第一課

令和8年4月1日に、「国民年金法施行令等の一部を改正する政令（令和8年政令第75号）」、その他関係政令が施行されました。  
これに伴い、8年度の年金額等は次のとおりとなります。

### 年金額

8年度の年金額は、原則（※）、7年度から2・0%の引き上げとなります。  
（二部の加算額等については1・9%）  
※ 旧法の保障額が適用となっている人や、異なる改定率を用いる被保険者期間（令和7年4月以降の期間）を有する人などは、年金額が減額又は同額になる場合や増額幅が2・0%に満たない場合があります。

### 年金額改定の考え方

#### ●年金額の改定ルール

年金額は、物価や賃金の変動に合わせて毎年度改定するしくみです。  
原則、67歳以下の人は名目手取り賃金変動率を、68歳以上の人は物価変動率を基準に年金額を改定します。  
ただし、支え手である現役世代の負

担能力に応じた給付とする観点から、名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回る場合、すべての世代で名目手取り賃金変動率を基準に年金額を改定することが法律で定められています。

また、マクロ経済スライド（※）による調整が併せて導入されています。

※ 少子高齢化の進展等に対応するために、公的年金被保険者数の変動や平均余命の伸びに基づいてスライド調整率が設定され、その調整率により物価や賃金の変動がプラスの場合に年金額の伸びを抑制するものです。

#### ●8年度の年金額の改定

総務省から、令和7年平均の「全国消費者物価指数」が公表され、対前年比プラス3・2%となりました。一方、「名目手取り賃金変動率」はプラス2・1%でした。

このため、8年度の年金額は、名目手取り賃金変動率（プラス2・1%）を用いて改定します。また、マクロ経済スライドによる調整（マイナス0・1%）が反映されます。

以上のことから、8年度の年金額は原則、プラス2・0%を基準に改定することになりました。

在職中の支給停止における  
基準額の引き上げ（8年4月から）

老齢厚生年金又は退職共済年金の受給権者が、厚生年金保険の被保険者等（私学に在職中の人を含みます）である間の年金の支給停止について、支給停止額を計算する際の基準額が、7年の年金制度改正等により次のとおり改定されました。

【支給停止調整額】	
令和8年3月31日まで	51万円
令和8年4月1日から	65万円

### 年金額改定通知書

#### ●年金額の通知書等の送付

改定後の年金額は、「年金額改定通知書」（以下「改定通知書」といいます）で、6月初旬にお知らせします。

改定後の年金額の支給は、6月定期支給期（4・5月分）からです。

#### ●「改定通知書」が送付されない人

後日「決定・改定・支給年金額変更通知書」等により改定後の年金額等をお知らせします。

ただし、老齢厚生年金の繰下げ待機をしている人には、支給開始の申し出をするまで「改定通知書」、「決定・改定・支給年金額変更通知書」等の年金額の通知は送付しません。

#### ●8年3月以降に退職した人

「改定通知書」はすべての年金受給権者分を一齐に作成します。「改定通知書」の作成時点で私学事業団が退職を確認できていない場合、停止の事由は「在職中」のままになっています。本事業団で退職の確認ができ次第、改めて在職中の停止を解除した通知書を送付します。

#### ●年金額の算定期間を改定するとき

私学共済の老齢厚生年金の受給権者が私立学校等に在職中（第4号厚生年金被保険者）の場合、受給権発生後の加入期間を年金額の算定期間に反映するタイミングは次の①～④のいずれかになります。

- ①退職したとき
- ②65歳に到達したとき
- ③毎年9月1日（65歳以上の人に限り）
- ④70歳に到達したとき（在職中であっても年金制度を脱退したものとみなします）

#### ●在職中の「改定通知書」の年金額

年金額は受給権発生時点又は前記①～④の時点より前の加入期間を算定基礎として計算しています。

「改定通知書」の詳細は、本誌に同封している年金受給者向広報「共済だより」6月号をご覧ください。

# ガーデンパレス共済業務課主催 各種説明会

広報相談センター 相談班

ガーデンパレス（京都を除きます）共済業務課では、地域の加入者や事務担当者を対象に各種説明会を開催しています。参加費は無料です。ぜひ参加してください。

なお、申込人数が少ない場合など、状況により中止することがあります。

## 加入者向け説明会

加入者に役立つ情報をお知らせします

### ●内容

- ①新しく加入した人向け
- ②退職予定の人向け
- ①又は②の2種類の説明会を行っています。どちらの説明会を行っているかは各ブロックにより異なります。
- ①では健康保険や年金等給付のしくみ、福祉事業の利用方法などの説明で、新規加入者から改めて共済制度を知りたい人まで幅広く参加できます。
- ②は退職前に行う手続きや年金制度のしくみについてお伝えします。

### ●参加対象者

加入者・被扶養者及び事務担当者

### ●開催日程・申し込み方法

各共済業務課発行のブロック広報誌又は私学共済ホームページ「私学共済

## 地域事務担当者向け説明会

すぐに役立つ共済事務を学べます

### ●内容

私学共済の事務にかかる基本的な内容や手続きについて、事例を挙げて説明します。

毎年必ず行う事務手続きや質問の多い事項など、テーマを絞った内容で2時間程度行います。

日々の共済事務への理解を深める機会としてください。

### ●参加対象者

事務担当者

### ●開催日程・申し込み方法

各共済業務課発行のブロック広報誌又は説明会を開催する地区の学校法人等に送付する開催案内に同封されている申込書により各共済業務課まで郵送で申し込んでください。

## 学校訪問型説明会

学校法人等に無料で講師を派遣します

### ●内容

共済業務課職員が学校を訪問して私学共済制度の概要等を説明します。

学内の研修や教職員向けの説明会としても活用できます。

日時や内容のご希望についてはご相談に応じます。詳細は各共済業務課までお問い合わせください。

## 年金説明会

将来に備えて

年金制度を学びましょう

### ●内容

退職後の生活を支える年金制度について、基本的な内容を説明します。年金のことがまったく分からない人でも安心して参加してください。

注 遺族厚生年金、障害厚生年金の説明はありません。

### ●参加対象者

私学共済の年金加入履歴がある人及びその家族、事務担当者

### ●開催日程・申し込み方法

各共済業務課発行のブロック広報誌又は私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」お知らせ一覧▼各種説明会▼ガーデンパレス共済業務課主催▼年金説明会を参照していただくか、各共済業務課までお問い合わせください。

ブロック名	担当都道府県	ガーデンパレス名	電話番号（直通）	ブロック広報誌
北海道	北海道	札幌ガーデンパレス共済業務課	011 (222) 6234	きらら
東北	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島	仙台ガーデンパレス共済業務課	022 (299) 6231	ハーモニー
関東	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・山梨	東京ガーデンパレス共済業務課	03 (3812) 2577	Promenade
中部	富山・石川・福井・長野・岐阜・静岡・愛知・三重	名古屋ガーデンパレス共済業務課	052 (957) 1388	すこやか
近畿	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山	大阪ガーデンパレス共済業務課	06 (6393) 9701	Present
中国	鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知	広島ガーデンパレス共済業務課	082 (262) 1134	SunSunニュース
九州	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄	福岡ガーデンパレス共済業務課	092 (752) 0651	そよ風

## 共済定期保険・積立共済年金 令和8年度前期募集

福祉部 貯金・貸付課

### 共済定期保険

#### ●共済定期保険とは

加入者の多様な保障ニーズに応えて、遺族の年金や短期給付などの公的な社会保障制度を補完する制度で、一般の生命保険に当たります。

お手頃な保険料で加入できます。加入資格（告知内容）に該当すれば医師等による審査は不要で申し込みができ、申し出のない限り自動更新となります。また、1年以上加入していれば、退職時の年齢に関係なく、退職後も80歳まで継続加入できます。

#### ●家族年金コース・医療保障コース・医療費支援コース

個人加入コースは、「家族年金コース」（死亡・高度障害保障）への加入を条件として、その他のコースも加入することができま。

また、家族（配偶者・子ども）が加入できるコースもありますが、加入者本人が同じコースに加入していること及び加入者の保障の範囲を超えないことが条件となります。

#### 【資料の送付】

令和7年4月1日以後に新規・再資格取得し、8年4月18日現在も加入者で、共済定期保険未加入の人を対象に、募集資料等を、個別封筒にて5月中旬～下旬（「ブロック広報誌」春号と同時期）に単独で送付します。

個別封筒には、氏名等やおすすぬプランを印字した「加入申込書」等を封入していただきますので、到着後、該当者に配付してください。

その他の加入者には、共済定期保険関係書類（印字のない「加入申込書」等）を同封していただきますので、希望者に配付してください。

また、私学共済ホームページにも同時期に掲載しますのでご活用ください。

#### ●学校加入コース

学校加入コースは、病気や不慮の事故による死亡又は高度障害となった場合に備える制度です。学校法人等に所属する加入者に対し、業務中、業務外

を問わず24時間保障します。

学校法人等が保険料を負担し、弔慰金・死亡退職金等として死亡保険金は加入者の遺族へ、高度障害保険金は加入者本人へ直接支払われます。

原則、保険料の全額を損金として処理できます。1年更新で1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金を登録口座へ振り込みます。

10万円～300万円の10種類の中から、全員一律又は勤務年数や年齢等により、加入者別に保障額を設定することができま。

お問い合わせは専用フリーダイヤルを利用してください。

共済定期保険専用ダイヤル（無料）  
☎0120（716）267  
（受付時間 平日 9時～17時15分）

### 積立共済年金

#### ●積立共済年金とは

加入者が在職中に月々2000円（2口）から掛金を積み立てることができます。この積立金と配当金を原資として、退職（脱退）後に年金などを受け取ることができる、公的年金を補完する制度です。

#### ●前期募集からの改正事項

(1) 中途一時払の回数制限及び口数上限の変更

・掛金の払込期間中は回数制限なく、何度でも中途一時払いが申し込みできます。

## 令和6年度配当率（参考）

家族年金コース  
学校加入コース

約49.72%

医療保障コース

約48.92%

- 家族年金コース・医療保障コース・学校加入コースは1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金を還付します。
- 個人加入の配当金は前年10月1日時点の加入者に還付します（期間脱退者には配当はありません）。
- 配当金は支払時期の前年度決算により剰余金が発生した場合に還付します。将来支払う配当金額は現時点では確定していません。
- 配当率は変動することがありますので、上記6年度の配当率は参考です。将来の配当率を約束するものではありません。
- 3大疾病保障コース・医療費支援コース・長期休業補償コースには、配当金がありません。

・口数は、1回あたり1000万円（1000口）まで、通算で8000万円（8000口）まで申し込みできます。

(2) 保険事務費率の引き下げ

・積立金の増加及び積立金額が掛金累計額を下回る期間の短縮につながるため、これまで以上に加入者が安心して資産形成を行うことができます。

改正事項の詳細は、私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」▼福祉事業▼積立共済年金制度・共済定期保険事業」に掲載するパンフレットを参照してください。

【資料の送付】

「募集リーフレット」、「加入申込書」及び「コース加入・口数変更申込書」は、5月中旬～下旬に発送します。

また、私学共済ホームページにも同時に掲載しますので、ご活用ください。

募集期間

●共済定期保険・積立共済年金共通

6月1日(月)～6月30日(火)【必着】

●前期募集の加入日・変更日

令和8年10月1日

申し込み方法

●共済定期保険

前期募集では「家族年金コース」、「医療保障コース」、「医療費支援コース」及び「学校加入コース」の新規加入の申し込みを受け付けます。

注 後期募集では、前期募集のコース

のほかに「3大疾病保障コース」と「長期休業補償コース」の加入申し込みを受け付けます。

申し込みの際は、パンフレットに記載されている加入資格（告知内容）及び支給条件等を確認し、手続きしてください。

●積立共済年金

前期募集では「新規加入」と「コース加入・口数変更（増口・減口）」の申し込みを受け付けます。

●共通

掛金は、加入申込時に指定した本人名義の口座から自動振替により徴収しますが、書類は学校法人等を通して左記送付先に提出してください。

共済定期保険の学校加入コースは、学校法人等が指定した金融機関の口座から自動振替により徴収します。

送付先

〒113-8441  
東京都文京区湯島1-7-15  
私学事業団  
福祉部 貯金・貸付課貯金係

学校法人等での説明会

学校法人等を訪問して加入者向け又は事務担当者向けに共済定期保険及び積立共済年金の制度の詳しい説明を行います。

希望する場合は、貯金・貸付課貯金係までお問い合わせください。

積立貯金の募集締め切りについて  
(令和8年5月25日(必着))

福祉部 貯金・貸付課

令和8年4月1日から貯金規則を一部改正し、貯金利率を0・4%に引き上げました。ぜひご利用ください。

なお、前期募集の締め切りは、8年5月25日(月) 必着です。

貯金関係以外の書類は同封せず、誤りのないようにしてください。

送付先

〒101-8709 日本郵便(株)  
神田郵便局私書箱第103号  
私学事業団 共済事業本部 貯金係

貯金WEBシステムについて  
(申込制)

福祉部 貯金・貸付課

積立貯金のWEBシステムでは、表にある二つの様式用紙について、従来の紙媒体の送付より早く、WEB上でデータの閲覧や「積立金明細書」の該当月の積立額等の修正ができます。

「積立金明細書」の積立額の修正を行った場合、用紙の一部を郵送することなく、WEB上で報告が完了します。

過去14か月分のデータの印刷やダウンロード(エクセル、CSV)が可能です。

表

	積立金明細書	積立貯金払出明細書
閲覧	○	○
修正 (1回限り有効)	○	—
印刷	○	○
データのダウンロード	○	○

●留意事項

・貯金WEBシステム移行後は、紙媒体へ戻すことはできません。

・貯金WEBシステム移行後も「払込通知書(又は払込取扱票)」は、従来通り紙媒体で送付します。

・貯金WEBシステム移行後も、WEBの「積立金明細書」による積立額等の修正の効力は「1回限り」で、翌月以降に引き継がれません。

申請事由が中断であれば中断届、復活であれば復活届、解約であれば解約請求書等、正式な手続きには様式用紙(紙)の提出が必要です。

詳細及び申し込み手続きについては、私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」▼福祉事業▼積立貯金▼貯金WEBシステムの利用申し込みをご覧ください。



## 共済業務

### 共済事業本部

〒113-8441

東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者等記号・番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

## 永年勤続加入者直営施設利用優待券の送付

永年勤続加入者直営施設利用優待券と対象加入者一覧表を、令和8年5月19日(火)に学校法人等宛てに発送します。該当する加入者(任意継続加入者を除きます)に配付してください。

対象となる加入者は、4月1日現在の加入者期間が通算して25年、30年、35年、40年、45年等の節目に当たる人です。毎年の贈呈ではありません。

**注1** 加入者期間には任意継続加入者期間は含みません。

**注2** 利用開始日は6月1日です。4月1日から5月31日までに退職した人は対象外となります。利用開始日前に退職した加入者分の優待券は、私学事業団に返却してください。

【福祉部 保健課】

## 私学共済制度の沿革を更新しました

令和7年度の業務概要を私学共済ホームページ[私学共済事業のご案内▶情報公開▶私学共済制度の沿革]に掲載しました。私学共済ホームページでは、私学共済制度発足当時から沿革を閲覧できます。

【企画室】

## 子ども・子育て拠出金率は据え置きです

令和8年4月調定(6月1日(月)納期限)からの子ども・子育て拠出金率は、現行の0.36%に据え置きとなりました。

【業務部 掛金課】

## レターデジタル版を加入者にご案内ください

レターデジタル版は私学共済ホームページ[私学共済事業のご案内▶刊行物▶加入者向けの刊行物▶加入者向広報「共済だより レター」]で閲覧できます。

時機に応じた私学共済制度に関する情報を分かりやすく説明し、絵画・健康・旅行など加入者の皆様に興味を持っていただける読み物記事も掲載しています。

【広報相談センター 広報班】

## 住宅貸付の申し込みの際には 団体信用生命保険の加入をお勧めします

団体信用生命保険は、住宅貸付を借り受けている加入者が償還中に死亡又は高度障害になった場合、生命保険会社が本人に代わって貸付金残高を支払う制度です。住宅貸付を借りる予定の加入者にぜひお勧めください。

なお、保険に加入できるのは、住宅貸付申し込み時のみです。貸付金の償還途中で加入することはできませんので注意してください。

【福祉部 貯金・貸付課】

## 貸付けの申込締め切り日に注意してください

令和8年6月22日(月)送金分は8年5月29日(金)が申込締め切り日となります。

締め切り日(毎月15日及び月末)が土・日曜日又は祝日(振休)のときは繰り上がりますので注意してください。

また、提出書類が不備の場合、返送となり、希望する送金日の審査ができないことがあります。

締め切り日に余裕をもって提出してください。

【福祉部 貯金・貸付課】

## 5月の共済業務スケジュール

6日(水)	貸付	4月分定期償還期限
7日(木)	貸付	送金
8日(金)	貯金	払込期限(必着)
15日(金)	貸付	6月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
	特健	特定健診結果データ提出期限(令和7年度最終・必着)
20日(水)	貯金	送金
22日(金)	貸付	送金
25日(月)	貯金	前期加入申し込み・払戻・解約請求締め切り
	積立共済年金	脱退申出等締め切り
28日(木)	掛金等	4月調定口座振替(自振校のみ)
	貸付	5月分定期償還口座振替(自振校のみ)
29日(金)	貸付	6月22日送金申し込み締め切り

## 6月の共済業務スケジュール

1日(月)	積立共済年金・共済定期保険	前期加入申し込み開始
	掛金等	4月調定納期限
2日(火)	貸付	送金
6日(土)	貸付	5月分定期償還期限
10日(水)	貯金	払込期限(必着)
15日(月)	貸付	7月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

# INFORMATION

## 人事異動

職員の〔 〕内は前職

### ◆役員等

理事（非常勤）

令和8年4月1日付

再任

川並弘純

企画室参事（共済業務）

寺迫桂

〔運用企画課長〕

修学支援課長

村上秀行

〔貯金・貸付課長〕

参与

令和8年4月1日付

再任

北村博史

総務部参事（人事担当）

金牧人

〔企画室参事（助成業務）〕

運用業務課長

多田吉伸

〔保健課長〕

### ◆本部職員

令和8年4月1日付

企画室次長

南浩司

〔総務部参事（人事担当）〕

監査室参事

板山義明

〔総務課課長補佐〕

資格課長

越川直子

〔掛金課長〕

システム管理室次長

田中健太郎

〔企画室次長（システム管理室次長併任）〕

システム管理室参事（助成システム）

木下博貴

〔システム管理室主幹（助成システム）〕

短期給付課長

松本政景

〔システム管理室参事（システム統括）〕

システム管理室参事（企画・運用統括）

秋山康寿

〔システム管理室主幹（システム統括）〕

掛金課長

安田俊哉

〔修学支援課長〕

私学経営情報センター次長

外川孝充

〔私学情報室長〕

システム管理室参事（システム統括）

金子誠二

〔短期給付課長〕

保健課長

木村寛

〔企画室参事（共済業務）〕

企画室参事（助成広報）

長谷川絵里奈

〔融資課課長補佐〕

私学情報室長

中村真規

〔システム管理室参事（助成システム）〕

貯金・貸付課長

瀬谷光浩

〔企画室参事（年金企画）〕

企画室参事（助成業務）

瀬戸浩徳

〔補助金課課長補佐〕

経営支援室長

鴫田卓矢

〔補助金課長〕

### ◆東京臨海病院職員

令和8年4月1日付

副事務部長

野口正治

〔資格課長〕

企画室参事（年金企画）

鷹見常雄

〔システム管理室参事（企画・運用統括）〕

補助金課長

徳永博一

〔総務課長〕

## 助成業務

### 私学振興事業本部

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

## 経営支援

### 学校法人基礎調査に関するご案内

#### ●大学法人～小学校法人の皆様へ

#### 「基礎調査票e-マネージャ」等の利用時間について

学校法人の皆様にご利用いただいている学校法人ポータルサイトにおける「基礎調査票e-マネージャ」、「私学情報提供システム」、「電子窓口」等については、原則、終日ご利用いただけます。なお、システムメンテナンス等で休止する場合は別途「学校法人ポータルサイト」にてお知らせします。

#### ●大学法人・短期大学法人・高等専門学校法人の皆様へ

#### 「学校法人基礎調査」1回目提出のお願い

#### ・提出調査票内容（学生数調査、教職員調査）

①学校法人の概要 [010]～[060]

②各種学生数等 [110]～[121]

③学生等一人当たりの納付金 [130]

④教員・職員数等及び個人票 [210]～[250]

【 】は調査票区分を表しています。

#### ・提出期限：令和8年5月29日（金）

詳しくは、「令和8年度学校法人基礎調査票e-マネージャ『操作マニュアル・入力要領』」をご覧ください。『操作マニュアル・入力要領』は、e-マネージャの「連絡用掲示板」及び「電子窓口」に掲載しています。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7840～7844

✉k-chousa@shigaku.go.jp

## 宿泊施設のご案内

私学事業団では、全国16か所の宿泊施設を運営しております。  
詳しくはホームページを確認してください。  
<https://www.pmac.shigaku.go.jp/annai/fukushi/yado/index.html>



### Gp 東京カーテンパレス

〒113-0034 東京都文京区湯島1-7-5 ☎03(3813)6211(代表)  
JR・東京メトロ丸ノ内線「御茶ノ水」駅から徒歩5分。東京メトロ千代田線「新御茶ノ水」駅(B1出口)から徒歩5分 <https://www.hotelgp-tokyo.com/>

### 東京たびストーリープラン「プレミアム会席」

創業昭和3年の和食堂「つきじ 植むら 梅里」で旬の食材による彩り豊かな会席料理をご堪能ください。  
14:00アーリーチェックイン/12:00レイトチェックアウトの特典付きです。

1泊2食(2名1室/1名様)  
スーパーリアツインルーム 16,700円~19,100円

取扱期間:通年(年末年始を除きます)  
・別途、宿泊税がかかります。



会席(夕食イメージ)

### Gp 京都カーテンパレス

〒602-0912 京都市上京区烏丸通下長者町上ル龍前町605番地  
☎075(411)0111(代表) JR「京都」駅から地下鉄烏丸線で「丸太町」駅下車、2番出口から徒歩8分 <https://www.hotelgp-kyoto.com/>

### 開業30周年記念 四季彩プラン

人気プランの期間限定割引キャンペーンです。  
夕食は「京会席」、「フレンチ」、「京おばんざい会席」から選択可能です。

1泊2食(1名様) 13,000円

取扱期間:令和8年6月1日~8月31日  
(毎週火曜日、8月8日~16日を除きます)

- ・1,000円追加で、「和洋折衷会席」をご用意します。
- ・朝食はセットメニュー(奇数日は和定食、偶数日は洋定食)です。
- ・別途、宿泊税がかかります。



京会席(夕食イメージ)

## 融資事業のご案内

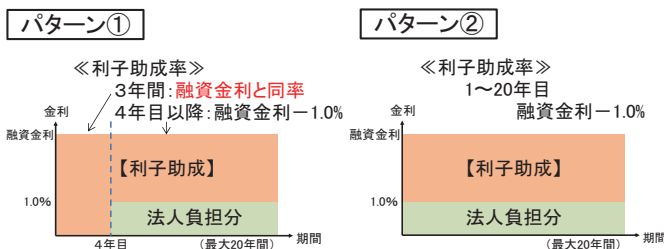
詳しくは私学事業団ホームページをご覧ください。  
[https://www.shigaku.go.jp/s\\_yushi\\_menu.htm](https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm)



## 校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

旧耐震基準で建設された校舎・園舎の建て替え事業(耐震改築)や、防災(耐震)機能強化の補助金対象となった改修事業(耐震改修)、及び指定避難所施設等の整備事業に、私学事業団の融資をご利用いただくと、一定の要件を満たした場合、**国の利子助成**が受けられます。利子助成は二つのパターンがあります。

【イメージ図】



- ・事業を行う学校の種類や事業内容等により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。
- ・融資金利が1.0%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。
- ・利子助成率の上限は大学等2.1%、高校・幼稚園等1.6%、専門学校・各種学校は0.5%です。

耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

### ■ 主な事業と融資金利 (令和8年4月現在)

主な事業内容	返済期間 (据置年数含む)			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校(園)舎などの建築・用地取得	年% 3.40	年% 2.90	年% 2.30	年% 2.10
寄宿舎などの建築・用地取得	3.50	3.00	2.40	—
園バスや備品などの購入	—	—	2.30	(5.5年以内) 1.90

- ・返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、原則として融資契約額が10億円以上の場合にご利用いただけます。
- ・金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

### 問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862~7864、7866~7868  
✉ [yushi@shigaku.go.jp](mailto:yushi@shigaku.go.jp)